

第2次

水俣市環境基本計画

—環境首都まちづくりへの挑戦—



(水俣市立袋小学校1年 淵上葵梨さんの作品)

水俣市

はじめに



私たちの水俣市は、20世紀後半、高度経済成長を遂げたわが国にあって、ある意味、その犠牲となってきました。経済的豊かさ、利便性、効率性、快適さのみを追求した国策の陰で、水俣病が発生し、尊い命と健康が奪われ、貴重な環境が破壊されてしまったからです。

1956年に水俣病が公式に確認されてから、半世紀が経過しましたが患者救済問題については未だ全面解決には至っておりません。

このような大きな課題を持つ水俣だからこそ、日本中のどこよりも、環境に徹底的にこだわったまちづくりを進めていく必要があります。

また、一定地域の公害問題から出発した環境問題については、地球環境問題、地球温暖化ということばが示すように、いまや地球規模にまで広がっています。したがって、これから環境施策を進めていくには、水俣の持つ地域の特性を反映しながら、この地で生活する人々の生活をいかに豊かにし、環境をどのようにして守っていくのかを念頭に置きながらも、グローバルな視点で環境をとらえることが求められてきます。

まさに、「地球規模で考え、地域で行動」していく必要があります。これは、私たち一人ひとりの環境行動の積み重ねが、地球規模での環境問題の解決に結びついていくと考えるからです。そうした意味で「第2次水俣市環境基本計画」においては、地域環境と地球環境に関する施策との統合をいかにして図っていくかが、重要になってくると考えます。

いずれにしても、環境を切り口とするまちづくりを展開していくための重要な考え方は「持続可能な発展（サステイナブル・ディベロップメント）」を追求していくことです。経済と環境は決して相反するものではなく、共存可能な概念であります。環境保全に配慮しない社会は短期的には利益を上げるかもしれませんが、長期的に見ると利益を上げることはできません。これは水俣病の体験からも明らかです。科学技術と経済成長による物質主義から、私たちの価値観を大胆に転換していかなければなりません。たとえば、車より自転車のほうが体によい、モノを持たないほうが管理をしなくて便利だ、という考え方を試みてはどうでしょうか。

国が策定した新環境基本計画には目標として、「循環」・「共生」・「参加」・「国際的取組」の4項目が掲げられています。これは、「循環」・「共生」の考えに基づく社会経済システムと社会基盤の形成を目指し、そのために「参加」を求め、地球規模での取組みの重要性を鑑みて、「国際的取組」を進めるといふものです。「国際的取組」を「環境面における国際貢献（地域外への情報発信）」と置き換えるならば、本市がこれまで一貫して取り組んでまいりました環境モデル都市づくりの方向性と一致します。

中でも、今回は、「環境首都まちづくり」を地域全体で推進していくという視点に立ち、「環境基本計画」の策定段階から、可能な限り多くの市民の皆様に御参加いただきました。

多くの方の参加によってつくられたこの計画は、必ず愛着や関心、責任感に満ち溢れたものになっていると思います。より多くの方々に、地域環境ひいては地球環境に対する関心を持っていただき、住民参加の経験を積んでもらうことにより、本計画に基づく「環境首都まちづくり」が達成できると考えます。計画の策定は完了しましたが、「環境首都まちづくり」に向けた行動はいままさに緒に就いたところです。

今後も市民の皆様の主體的な実践をお願いいたします。

2008年11月

水俣市長 宮本勝彬

【目次】

序 計画の基本事項	1
第1章 世界の中の水俣	9
第2章 環境まちづくり行動計画	15
1. ごみをなくすことへのチャレンジ	18
2. 地域全体丸ごとISO	20
3. 人も自然も元気なまちづくり	22
4. 水と緑にこだわったまちづくり	24
5. エコ路人の住むまちづくり	26
6. 環境にこだわるコミュニティの支援	28
7. 環境に配慮した産業振興	30
8. 地域資源を活かした新エネルギー・バイオマス	32
9. 健康から環境を考える視点の提案	34
10. 地域のヒト・モノ・コトを活かした環境まちづくり学習	36
第3章 環境まちづくり基本計画	39
1. 「もったいない」の心を持つまちづくり	43
2. 環境とビジネスを結ぶまちづくり	52
3. 環境にこだわる地域づくり	61
4. 環境に配慮した暮らしづくり	72
5. 感性や五感を活かした環境学習	81
第4章 協働を支えるために	91
補足事項・注釈	100

序 計画の基本事項

計画の趣旨

2007年度、水俣では、地域の有する特性を活かした地域経営の1つとして、「環境首都まちづくり」に着手しました。

これは、ここに住む誰もが、日本一環境に配慮した暮らしを営むことにより、環境面においては「首都」と呼ばれるくらいの、まちを築いていこうとする取り組みです。

自然環境にできる限り負荷をかけず、保全を図りながら、私たちの生活をいかに豊かにしていくかを追求する取り組みでもあります。

このようなまちづくりを進めるための将来ビジョンを描くことを目的として、まずプランを作成することになりました。

今回、そのプランとして、また本市の環境施策の根本となる計画として、「第2次水俣市環境基本計画」を策定しました。ここではまず、「どんな環境で暮らしたいのか」「どんな環境を築くのか」という問いの、「環境」ということばをいったん「まち」に置き換えてスタートしました。

今回の計画の策定には、多くの市民、市職員等が参画しましたが、まず一人ひとりがこのテーマに関する考えを文章にしました。各人が自らの考えを明らかにして目的意識を抱くようになった後、5つのグループに分かれ、議論を重ねていきました。その中で互いの人格を認め、考えや意見の違いをわかりあおうとし、調整を図り、想いを共有していくことにより、徐々に「計画」としての形を成すようになりました。

手づくりで策定した「計画」は、市民の「愛着」と「何とかしなければ」という想いが込められたものになっています。環境首都まちづくりの取り組みは、環境を切り口としたまちづくり、住民自治そのものとなっていく可能性を秘めています。

このようなことを踏まえたくて、今回の「環境基本計画」に基づき、「環境首都まちづくり」の概念をより本質的なものへ高め、実践を重ねていくこととします。

一方で「環境基本計画」は、水俣市環境基本条例で定める「よりよい環境づくりのための理念を実現していくため」の、基本となる計画です。

環境基本条例に定める理念は以下のとおりです。

- ・わたくしたち市民は、健康で文化的な生活を確保するとともに、循環する自然の生態系に配慮しながら、経済の発展が自然環境と調和し適正に維持され持続することが可能な社会を築いていかなければならない。（前文）

- ・（自然環境の継承）

わたくしたちは、良好な環境の確保は多様な生命の生存が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境の基盤とするものであること及び自然環境が健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、市民共有の生命基盤として次の世代にこれを継承していくことができるよう努めるものとする。（第2条）

- ・（自然環境と調和し持続可能な社会の構築）

わたくしたちは、良好な環境の確保は人の活動が環境に影響を及ぼしつつ行われているものであることから、自然環境に配慮しながら、健康で文化的な生活を確保し、経済の発展が自然環境と調和し適正に維持され持続することが可能な社会を築いていくことに努めるものとする。（第3条）

2

計画策定体制

この計画は、環境首都まちづくりを進めるためのプランとして位置づけられます。

そこで、環境首都まちづくりを推進するための組織を2007年10月に発足させ、実効性のある協働作業を目指すこととしました。

市民・企業・行政等多様な主体によるパートナーシップ¹⁾を築き、環境をキーワードとしたまちづくりについて話し合いを重ねることによって、地域の持つ課題を明らかにし自らの力で解決していく「自治」を進めていくことを究極の目的としています。

したがって、今回の市民参加による計画づくりを通じて、出会い・交流・相互理解・ネットワークづくり²⁾といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）を構築し、今後市民と行政による協働のまちづくりを推進していく原動力となる地域力の醸成を強く意図しています。

具体的には、①市民主体の環境首都まちづくり委員会（公募委員3人を含む15人の委員で構成）と同市民会議（関心のある市民が自由参加）、②市職員による環境首都まちづくり推進会議（市長・副市長・関係課長等で構成）と同研究会（関係課職員）によって検討を行い、必要に応じて連携を確保し課題の共有に努めました。

中でも、環境首都まちづくり市民会議は、「組織」ではなく「場」として位置づけました。会議の開催を広報紙等で周知し、環境やまちづくりに関心を持つ市民が自由に集い、ワークショップ形式³⁾で対話や議論を行い、合意形成を図る「場」となりました。ここは、まさに環境をテーマとする「生涯学習の場」ということができます。

3

計画策定の背景

本市では、1992年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、93年に環境基本条例を制定するとともに、96年に「環境基本計画」（計画期間：10年間、以下、第1次環境基本計画）を策定し、水俣病の経験と教訓を生かし環境モデル都市の実現を目指して、様々な取り組みを、市民と行政の協働で進めてきました。

これらは一定の成果を収めるとともに、市民は自らの地域に大きな自信を持ち、さらにはエコタウン計画⁴⁾の承認や国内外からの視察・研修の受け入れにつながるなど、経済的効果を含め、広い意味で地域活性化に結びつきました。

しかしながら、現在もなお、水俣病問題は全面解決に至っておらず、世界では水俣病と同様の問題が繰り返されています。

また、全国から高い評価を受けるようになった「環境モデル都市」づくりに関する取り組みによって、市民の環境意識は確実に向上していると思われませんが、それを地球規模での環境保全に結びつけるまでには至っておらず、エコタウン計画に基づく環境産業の創出も、豊かな暮らしづくりを実感できるまでには達していません。

そこで、「第1次環境基本計画」の残された課題を整理し見直すとともに、急激に変動する昨今の社会情勢等を踏まえ、現在の地域の実情に合致した環境施策を市民の主体的な参画により構築し、それを実践していくために、「第2次環境基本計画」を策定します。

4

計画の基本的視座

計画の基本的視座については、以下のとおりとします。

- (1) 第1次環境基本計画を策定した後の社会情勢の変化を把握し、今後対応すべき新たな課題・視点・要素などを明らかにする。
- (2) 計画策定段階から住民参加の機会を確保し、実践・進捗管理においても継続する。
- (3) 計画の実効性を高め、効果的な推進を目指すために、推進体制やマネジメントの仕組み等、計画の実行を支えるシステムを構築する。
- (4) 具体的な取り組みの内容を踏まえ、その成果や課題を点検し、結果等に関する情報を積極的に公開する。

5

計画の位置づけ

本計画は「第4次水俣市総合計画」の基本構想（エコポリスみなまた構想⁵⁾）に掲げる将来都市像である「エコポリス～人・環境・経済がもやい輝くまち～」を実現するための、環境面における部門計画として位置付け、今後の環境施策の基本的方向を示すものとします。

また、本計画を、環境基本条例第5条第2項に基づく「良好な環境を確保するための基本となる計画」とします。

したがって、本市における環境に関する個別計画・各種事業計画の策定、実施に当たっては、本計画との整合性が求められます。

6

計画の対象地域と対象とする環境要素

本計画の対象地域は水俣市全域を対象としますが、環境問題は広い範囲で相互に影響し合っているため、周辺地域や地球規模での環境も考慮することとします。

本計画の対象とする環境要素は、自然的環境を中心に、社会的環境等を含む総合的なものとします。

7

計画の期間

本計画の期間は、上位計画となる本市総合計画との整合性、有機的な連携を確保するために、総合計画の計画期間を考慮し、13年間（2007～2019年度）とします。

また、2013年度に中間見直しを行い、後期6年間の数値目標を再度検討することとします。

8

第1次環境基本計画の成果と残された課題

本計画の推進に当たっては、1996年に策定された第1次環境基本計画の趣旨を引き継いでいくとともに、残された課題に対処していくことが必要とされます。

そこで、ここでは、第1次環境基本計画の成果と残された課題を改めて、明らかにすることとします。

■ 成果

- ・ ISO14001⁶⁾の認証取得、その後の水俣市環境管理システムの構築と運用、さらに、家庭版・学校版環境ISO等、市民向けオリジナル環境ISOの普及、ごみ減量に関する取り組み（ごみ減量女性連絡会議）、環境にいいものづくりをする人や環境に配慮した商業活動を行う店舗の顕彰制度（環境マイスター、エコショップ）の創設などにより、市民・行政による様々な形態の環境行動が実践された。
- ・ 環境テクノセンターの開設、エコタウン計画の承認など環境産業の創造に向けた新たな取り組みが促進された。
- ・ 本市の環境施策による一連の成果は、2000年の環境自治体会議－水俣会議において広く公開され、全国から高い評価を受けた。
- ・ 2000年から、JICA⁷⁾研修事業の受け入れによる環境面における国際貢献が始まり、国外から多数の視察・研修者が訪れるようになった。
- ・ 2001年「環境汚染物質としての水銀に関する国際会議」、2002年「こども国連環境会議」、2003年「牛乳パックの再利用を考える全国大会」、2005年「全国エコタウンサミット」、2006年「世界十字路会議」等、国際規模・全国規模の会議が開催された。
- ・ 2002年5月から熊本県内の小学5年生を対象とする「こどもエコセミナー」を受け入れる等、水俣病問題の普及・啓発が進んだ。

■ 残された課題

- ・ 水俣病問題の解決
- ・ オリジナル環境ISO（家庭版等）の見直しと充実
- ・ 住民の主体的参加の推進（計画策定～活動～進捗管理への参加）
- ・ 産業廃棄物処分場建設問題
- ・ 地域の環境保全を図るための地域住民の合意形成
- ・ 事業者の経済活動における環境保全行動の位置付けの明確化
- ・ 環境・産業・生活を結びつけることによる新たな価値の創造
- ・ 地球温暖化防止への貢献
- ・ 環境を根底とする新たな文化づくりと教育の推進

9

計画の目指す方向性

これまで、述べてきたことを踏まえて、本計画の目指す方向性を示すと以下のようになります。

- ・水俣病の経験に学び、その犠牲を無駄にしない（失敗に学び、悲劇だけで終わらせない）まちづくりを進める。
- ・全国12のNGO⁸⁾によって構成される「環境首都コンテスト全国ネットワーク」による「環境首都」の称号獲得と、世界に認められる「環境モデル都市」づくりを目指す。
- ・第1次環境基本計画（1996～2005年度）の成果を引き継ぎ、残された課題解決に取り組む。
- ・住民自らが主体的に考え実践する地域の環境保全活動によって、全市的に暮らしやすいまちづくり、終の棲家^{ついですみか}づくりを推進する。また、そのための情報公開を徹底する。
- ・環境配慮型の取り組みが、地域の元気づくり（活性化）や産業振興（経済効果）等、様々な面において波及効果を及ぼす仕組みをつくる。
- ・計画の進行管理に、環境管理システムの手法の導入を図る。

10

計画の構成

計画の構成としては、序「計画の基本事項」、第1章「世界の中の水俣」、第2章「環境まちづくり行動計画」、第3章「環境まちづくり基本計画」、第4章「協働を支えるために」としました。

序の「計画の基本事項」では、本計画の概要を明らかにするために、趣旨、策定体制、背景、基本的視座、位置づけ、対象、期間、第1次環境基本計画の成果と課題、目指すべき方向性を示しました。

第1章の「世界の中の水俣」では、水俣市の概要について述べた後、昨今大きな問題となっている地球規模での環境に目を向け、水俣の果たす役割について考えます。

第2章の「環境まちづくり行動計画」では、市民や市職員による検討結果の内容を反映したうえで、水俣にとって現時点で求められている環境まちづくり施策を明らかにします。第2次環境基本計画のリーディングプロジェクト（重要施策）として位置付け、その目的、数値目標、内容、手法、取り組み主体をより具体的に記し、実効性を確保していきます。

第3章は、「環境まちづくり基本計画」と位置付け、第2章と同様に、これまで積み重ねてきた市民や市職員の検討の中から導き出された環境施策を「もったいない」・「エコビジネス」・「環境まちづくり」・「エコ生活」・「環境教育」の5つに分類しました。

そして、2019年度の水俣の環境像、あるいは都市像・ライフスタイルを描きながら事業の重要度、実施時期、期間、主体、パートナーシップの形成、目標値を設定することとしました。

第4章は、「協働を支えるために」、今回特に多くの市民と市職員の参画によって環境首都まちづくりの方向性を決めていきましたが、その体制等を記しています。

環境首都

環境首都とは、環境にやさしいまちづくりを推進し、持続可能な社会を実現するための取り組みです。市民と市職員が協力し、環境問題に取り組むことで、より良いまちづくりを実現します。

環境首都の目指すところは、環境にやさしいまちづくりを実現することです。環境にやさしいまちづくりとは、環境にやさしいまちづくりを推進し、持続可能な社会を実現するための取り組みです。市民と市職員が協力し、環境問題に取り組むことで、より良いまちづくりを実現します。

環境首都の目指すところは、環境にやさしいまちづくりを実現することです。環境にやさしいまちづくりとは、環境にやさしいまちづくりを推進し、持続可能な社会を実現するための取り組みです。市民と市職員が協力し、環境問題に取り組むことで、より良いまちづくりを実現します。

環境首都の目指すところは、環境にやさしいまちづくりを実現することです。環境にやさしいまちづくりとは、環境にやさしいまちづくりを推進し、持続可能な社会を実現するための取り組みです。市民と市職員が協力し、環境問題に取り組むことで、より良いまちづくりを実現します。

第1章 世界の中の水俣



SECRET

1

水俣市の概要

水俣市は熊本県の最南端に位置し、南は鹿児島県出水市と伊佐市に接し、面積は162.88km²、人口は28,864人です（2008年1月末）。

八代海（不知火海）側には、南北に国道3号とJR九州新幹線、第3セクターによる肥薩おれんじ鉄道、東西には（宮崎方面に通ずる）国道268号が通っています。

地質については、九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山郡の複合地域に当たり、安山岩を母岩とする埴質土壌が多くなっています。

森林面積は12,217haで市域の75%を占め、人工林の占める割合が高い（89.2%）のが特徴です。

湯出川、久木野川、宝川内川を集めて流れる水俣川が市内を東から西に流れ、その流域は市域と一致し流量は約9,500万トン/日、アユ・ハエ・コイ・ウナギ・エビ等の水棲動物、水辺にはカワセミ・セキレイ・ヤマセミ等の鳥類が生息しています。

河口に広がる市街地は729haで市域の4.5%にしか過ぎませんが、人口の65%に当たる18,700人が生活し、商店、事業所、工場の多くが集中しています。

農業用地も市域の6.2%と少なく、耕地面積1,010haの中でかんきつ類・茶・水稻・サラダたまねぎ等が生産されます。

環境汚染から再生された八代海（不知火海）では、タチウオ・アジ・タコ・ボラ・コノシロ・カタクチイワシなどが獲れます。

2

水俣病を取り巻く現状

水俣病は人の健康被害と環境破壊の大きさにおいて世界に類例を見ないと言われていました。1956年5月1日の公式確認から、既に50年以上経過していますが、2008年3月31日現在の認定患者は2,268人に上り、これまで被害者はもとより地域全体が長い間苦しんできました。

被害者の救済については1995年に、水俣病問題の解決を図るための最終解決策が閣議了解され、その実施によりそれまでの紛争状態はほぼ終結したとされましたが、2004年の水俣病関西訴訟の最高裁判決で、水俣病の発生と拡大を防止できなかったことについて、国・熊本県の責任が認められました。この判決は、公害健康被害補償法上の認定基準より幅広い救済を認めたため、現在認定申請者は5,000人を超える状況になっています。一方で、判決後に任期切れとなった認定審査会再開の目処が立たないということで、司法による救済を求めて裁判を提訴している人が1,100人を超えています。これらのことは、被害者の救済問題がまだまだ解決されていないことを示し、今なお、被害者の立場に立った救済、福祉を含めた地域の再生に取り組む必要があることを意味します。

これからも水俣病の教訓を胸に、多くの生命の基盤となる様々な自然環境の保全・再生・回復に努め、環境に負荷をかけない暮らしづくりや環境配慮型の産業への転換を進めることとします。

3

地球規模の環境問題

2008年から国連気候変動枠組条約・京都議定書による第1約束期間が始まりました。京都議定書は、先進各国が2008～12年までに削減する温室効果ガス排出量の数値目標を定めたもので、わが国の目標は、対1990年比で6%減となっていますが、温室効果ガスの排出量は増大し続けています。

1950年代後半以降の高度経済成長期に水俣病を含む産業公害が大きな社会問題となりましたが、これらはある地域において発生したもので、時間を要したもののその原因を特定し、被害者と加害者の区分は明らかにされました。

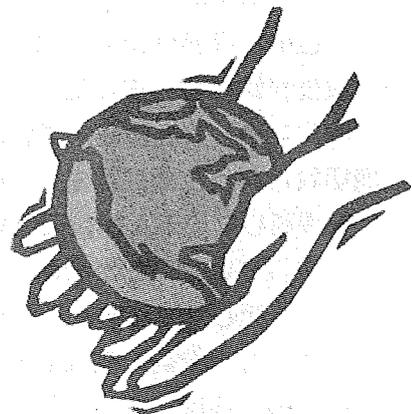
しかし、全世界的に展開される大量生産・大量消費、効率・利便性追求型の経済活動やライフスタイルによって引き起こされた地球温暖化等の地球規模による環境問題は、エリアが限定されず、誰もが被害者であり加害者であるといえます。

過去100年（1906～2005年）に地球の平均気温は0.74℃、20世紀中の海面水位は17cm上昇しました。大気中のCO₂濃度は、産業革命以前の1750年には約280ppmだったのが、2005年には379ppmに上りましたが、主な原因は経済活動に伴う化石燃料の消費によるものだといわれています（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書第1作業部会報告書、2007年）。

さらに、BRICs⁹⁾等の成長によって環境負荷の増大が想定されます。世界自然保護基金の2000年の報告書によると、「人類全てが欧米人や日本人のように自然資源を浪費し、CO₂を大量に排出する生活をする、地球がもう2個必要になる」と述べられています。

このような状況の下、本年1月、政府（内閣官房地域活性化統合事務局）は、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導することを目指して、温室効果ガスの大幅削減など高い数値目標を掲げて先駆的取り組みにチャレンジする都市10箇所を選定し、環境モデル都市とする案を示しました。

これらのことも踏まえて、水俣においては既に環境面での国際貢献を掲げて様々な取り組みを行ってきましたが、今後さらに、地域の持っている固有の条件や課題を前提として、地球温暖化対策を強く意識し、具体的実践に取り組んでいくこととします。



4

水俣の果たす役割

水俣市、水俣で暮らす一人ひとは、それぞれが地球を構成する一員です。

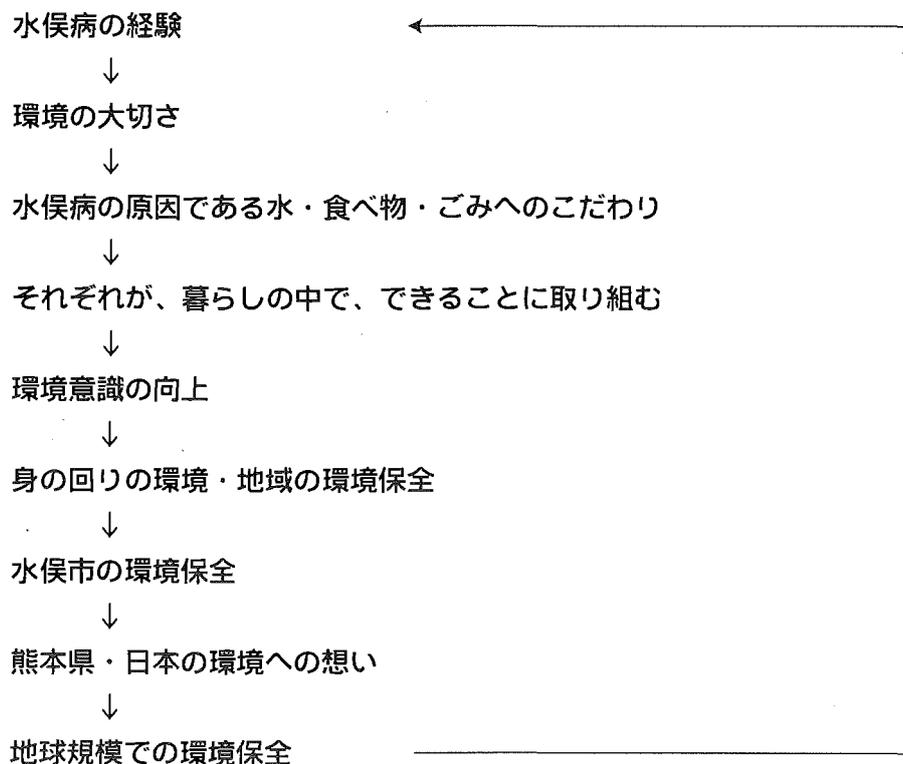
また、水俣病の経験を持つ地域であるため、環境の大切さを最も深く考えている地域であり、そうあらねばなりません。

特に、水俣病の原因となった「水」、「食べ物」、「ごみ」にこだわり、日常生活の中でそれぞれが環境に配慮した暮らしを築いていくこととします。そうした中、さらに環境に対する意識を高めていくことにより、身の回りの環境から低炭素社会の構築など、地球規模の環境にも想いを馳せることも必要です。

人類への警鐘ともいえる水俣病によって、環境破壊、生命・健康被害を受けた水俣にあっては、その教訓を重く受け止め環境に対する高い意識を持ち続け、環境の保全と再生に取り組みながら、そこで得たことを国際社会に伝え、共有することとします。

水俣における環境まちづくりの個々の取組みは微小ですが、それらを継続し積み重ねていくことは、地球規模での環境問題の解決のいずれかの部分に貢献できると思われます。

このような考えを持ち、以下に示すような流れで「水俣でできること」に取り組み、地球の一員としての役割を果たしていきます。





SECRET

The following information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information. It is to be understood that this information is being furnished to you on a confidential basis and is not to be disseminated outside of your office.

The information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information.

The information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information.

The information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information.

The information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information.

The information was obtained from a review of the files of the [redacted] and is being furnished to you for your information.

第2章 環境まちづくり行動計画

1

計画の趣旨

第2章の「環境まちづくり行動計画」では、市民や市職員による検討結果の内容を反映したうえで、水俣にとって現時点で求められている、あるいはとりかかることが可能な環境まちづくり行動の方向性を明らかにしていきます。

その中で、大きなテーマとして、温室効果ガスの排出量の大幅削減による「低炭素社会構築への寄与」を掲げることとし、本章を第2次環境基本計画におけるリーディングプロジェクト（重要施策）として位置づけ、目的、数値目標、内容、手法、取組み主体をより具体的に記し、実効性を確保していきます。

市民、事業所、行政（市職員）、その他関係機関が一緒になって、各々の考えと立場を尊重しながら、本市の環境まちづくりの目指すべき方向性を共有しながら、各々ができることに取り組んでいくこととします。

活動内容や進捗状況を明らかにし、広く公表することによって、多くの市民がこの計画に基づく「環境まちづくり」に参加できるようにしていきます。

地球温暖化に伴う氷河の後退の様子



1996年のスバルバル諸島のニーオールスン（北緯79度）

2

リーディングプロジェクト

「環境まちづくり行動計画」に盛り込むリーディングプロジェクト（重要施策）は、以下の10項目とし、その具体策を明らかにすることで、計画策定年度から実践可能と思われるものについては順次着手していくこととします。

1. ごみをなくすことへのチャレンジ
2. 地域全体丸ごとISO
3. 人も自然も元気なまちづくり
4. 水と緑にこだわったまちづくり
5. エコ路人の住むまちづくり
6. 環境にこだわるコミュニティの支援
7. 環境に配慮した産業振興
8. 地域資源を活かした新エネルギー・バイオマス
9. 健康から環境を考える視点の提案
10. 地域のヒト・モノ・コトを活かした環境まちづくり学習



2005年の同一箇所

出所：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jcca.org/>）

（写真：広島大学生物圏科学研究科 中坪孝之）

1. ごみをなくすことへのチャレンジ

■目的（何のために？）

水俣では1993年から、他自治体に先駆けて、ごみの分別収集を行ってきました。現在、22種類に分別し、収集はステーション方式¹⁰⁾で行っています。しかしながら、分別するだけでは、ごみの総量がなかなか減らないという実情があります。

資源化してごみを減らす取り組み以外にも、購入した物を捨てずに使い続けたり、ごみになるものを家庭に持ち込まないようにします。

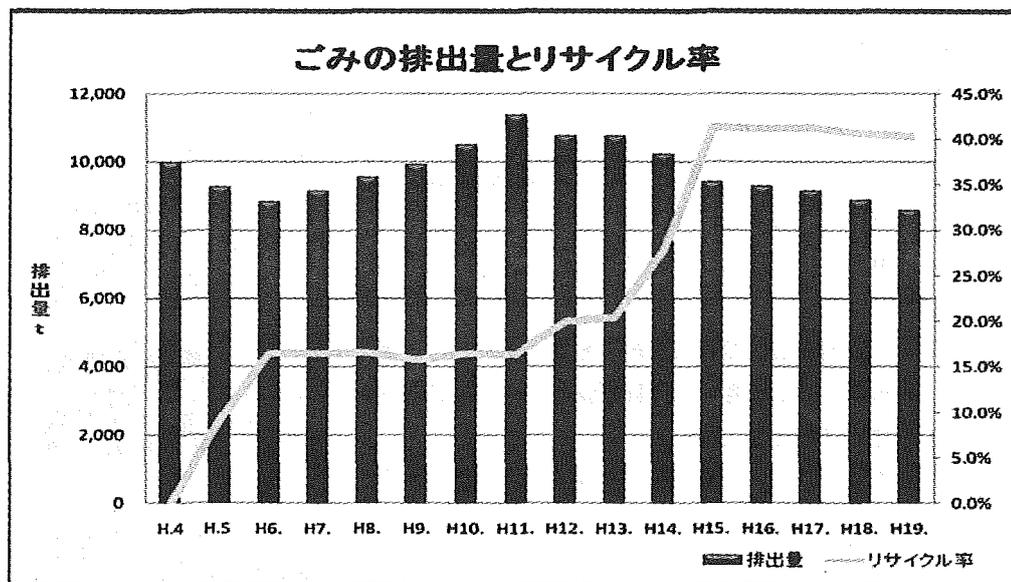
そして、出てきてしまったごみを「燃やし」たり「埋め立てる」ことなく、そもそもごみを発生させない仕組みを、市民・事業者・行政の3者で協力して、つくっていく必要があります。



■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
資源ごみの分別	水俣で生活する全ての市民が自らの手を汚して行う高度分別の推進と課題の洗い出し
新たな分別項目の検討	レアメタル ¹¹⁾ 、廃食油など、新たな品目のリサイクルの可能性を調査し、分別項目の検討を行う。その後、実施可能であれば、分別を開始する。
使えるものを大切に使う	ごみの排出量自体を減らすために、使える物があれば必要とする人が譲り受け、大切に使う仕組みづくりを行い、情報交換の場を設ける。
ごみ減量女性連絡会議の実践	家庭に不要なものを持ち込まない、ごみを出さない取組みの一環としてレジ袋の削減を推進する、環境を考えて行動する消費者の育成を図る。
ごみ分別から人を育てる	市中心部のいくつかの中学校が、校区内の分別ステーションで資源ごみの分別を手伝っているが、ここを環境、福祉、地域社会等を学ぶ場として活用する。
分別活動とエコタウンの産業活動を結ぶ	自分たちが丁寧に分別したごみが地域内で資源として生まれ変わり、その結果利益が生まれ、地域の活性化につながる仕組みをつくる。

■関連するデータ等



主 体	時 期			場 所 等	
	2007年度	08~14年度	15~19年度		
市民+行政 (収集)	○ (1993年)	→		市内約300箇所	
行政 (提起)+市民 (検討、その後は実施主体)		○ 検討、実施	→		各地区 (説明会の実施、市民の合意形成)
行政+市民 (利活用)	○ (2007年)	→		市役所内 (他の設置場所、内容充実、運営主体の移管の検討)	
市民・小売店+行政 (コーディネート)	○ (1998年)	→		市内小売店舗 (商店と連携し、本格的にレジ袋の削減活動を展開)、消費者育成講座の実施	
市民 (子ども・地域住民)+行政 (支援)	○ (2003年) 一部実施	→		地域及び学校の実情に配慮して可能な限り市内全域	
住民・事業者+行政 (コーディネート)		○	→		市内各地 (随時、出前講座等を実施し、情報公開を行う。)

2. 地域全体丸ごとISO

■目的（何のために？）

水俣市役所は1999年2月23日、全国の自治体では6番目に「ISO14001」の認証を取得しました。

ISO14001という国際規格による認証取得により「環境施策に先駆的に取り組むまち」としてイメージが向上し、市内においてはISOに対する認識が高まりました。

その後水俣市役所の認証取得をきっかけに、家庭版、学校版、保育園・幼稚園版といった水俣市独自の環境ISOも誕生しました。

これらオリジナルのISOを、今後さらに維持・発展させながら、住民、事業所、行政が一体となって「ISO＝環境にいい暮らしづくり」という趣旨のもと、「地域全体丸ごとISO」に取り組んでいきます。

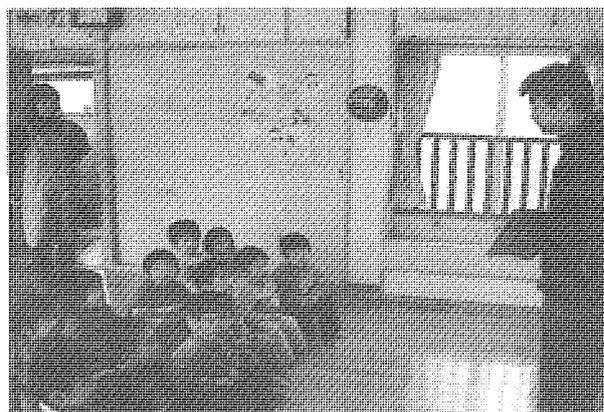


■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
学校版環境ISO	市内全小・中学校が認定を受けて取り組んでいる学校版環境ISOを継続、発展させるとともに、新たに高校版環境ISOを創設する。
保育園・幼稚園版ISO	就学前の幼児にISOに取り組んでもらい、環境に対する関心を育む。
旅館・ホテル版ISO	旅館・ホテル内での取り組みはもちろんのこと、宿泊客にも環境への取り組みに協力してもらい、環境まちづくりを推進していく。
家庭版ISO	各家庭で取り組む環境配慮の暮らしを推進するため、「エコ路人 ¹²⁾ 」制度を確立し、「環境に気を配って生活する」人（家庭）を増加させる。
市役所版環境ISO	省エネ・省資源に止まらず、種々の環境施策を積極的に実施し、内部監査と市民監査の充実により執務環境の改善を図る。
畜産版ISO	生産活動が環境に影響を及ぼすことが想定される畜産農家を対象としたISO制度。安心・安全なものづくりを支援する狙いもある（他の1次産業で「環境マイスター ¹³⁾ 」としての活動もある）。
事業所版ISO	新規にISO14001を取得しようとする事業所に対し、先行して取り組む市役所がアドバイスを行うなどして支援する。小規模事業所に関しては「エコショップ認定制度 ¹⁴⁾ 」の活用を推奨する。

■関連するデータ等

- 1999（平成11）年 水俣市役所ISO14001認証取得
我が家のISO（家庭版ISO）開始
- 2000（平成12）年 学校版環境ISO開始
- 2001（平成13）年 保育園・幼稚園版環境ISO開始
旅館・ホテル版環境ISO開始
- 2002（平成14）年 畜産版環境ISO開始
- 2003（平成15）年 水俣市役所ISO14001自己宣言（市民監査委員会設置）



主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08~14年度	15~19年度	
各学校+行政（認定・支援）	◎（小・中学校：2000年）	→ ○ （高校）	→	市内全小・中学校、高校
保育園・幼稚園+行政（認定・支援）	◎ （2001年） 5園実施	→ 各園の実情に配慮しながら	→ 推進	市内保育園・幼稚園
旅館・ホテル+行政（認定・支援）	◎ （2001年） 10施設実施	→ 滞在者等の環境配慮の推進	→	市内旅館・ホテル （主要な箇所は既に実施）
市民（各家庭）+行政（制度見直し・普及促進）	△ （1999年）	→ ○ （制度見直し）	→	市内全域（制度疲労のため見直し要、2007年に「エコ路人」制度を試行）
行政+市民（市民監査）	◎（1999年創設、2003年自己宣言）	→	→	市役所（随時、内容充実）
事業者（畜産農家）+行政（認定・支援）	◎ （2002年） 3農家実施	→	→	市内畜産農家（環境マイスター制度との関連あり）
事業所+行政（支援）		○ （主として 広報、啓発）	→	市内全域（必要に応じて随時、エコショップ制度との関連あり）

3. 人も自然も元気なまちづくり

■目的（何のために？）

私たちが環境に配慮した暮らしを送ることで、水俣の自然環境を元気にすることが出来ます。一人ひとりの環境保全の取り組み、地区単位での実践の積み重ねによって、身の回りの自然環境がいきいきとしてくるはずですよ。

自らが守り、保全することによって、存在が可能となる活力ある自然環境を地域の資源として捉え、それをまちづくりに活用していくことで、そこで生活する人も元気になります。

また、私たちの活動の中で排出されるCO₂などの温室効果ガスを森林整備や自然エネルギーの利用によって相殺する「カーボン・オフセット」¹⁵⁾にも結びつきます。

さらに、こうした活動は住民や地域全体のつながりを深め、豊かなコミュニティを形成していくこととなります。

■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
地区環境協定	自らが住む地区（集落）単位の環境保全のために、住民間で最低限の生活ルールをつくり、それを守りながら生活する。
村丸ごと生活博物館	条件を満たした地区を、市が生活博物館に指定し、研修を受ける等一定の条件を満たす住民（生活学芸員）が外部からの訪問者に地区のことを説明する。
ビオトープ創造事業	生活環境を保全しながら、自然と人間が共生する貴重な空間としての「野生生物の生息空間＝ビオトープ」を整備する。
里山保全と活用	市域の75%を占める森林のうち、特に集落近くにある地区住民の生活に密接に結びついた里山を資源とみなして、木炭作り等により利活用を図る。
自然共生型の福祉	自然環境の保全とその活用に起因する、例えば地元産の農産物を用いた加工品開発など「小さな産業」づくりによる住民の生き甲斐づくり・社会参加を推進する。

■関連するデータ等

事業名	実施箇所（事業開始年）
地区環境協定	薄原地区・石坂川地区・久木野地区・古里地区・大川地区・越小場地区（1999年）、頭石地区（2002年）、長崎地区（2006年）
村丸ごと生活博物館	頭石地区（2002年）、久木野地区（2004年）、大川地区・越小場地区（2006年）
ビオトープ	石飛地区・無田湿原（1999年）、恋路島（2002年）、丸島遊水池（2004年）
里山の利活用関係	愛林館（久木野地区）による照葉樹林保全活動（1998年～）、寄る会みなまたによる竹炭づくり（1999年）、石坂川地区の炭窯整備と木炭・竹炭づくり（2000年）

主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
市民（集落単位）+行政（支援）	◎（1999年～、8地区）	→ +2～3地区	→ 2007年度比 +4～5地区	市内各地区（現在山間地のみであるため、他のエリアへの展開を検討する。）
市民（集落単位）+行政（指定・支援）	◎（2002年～、4地区）	→ +2～3地区	→ 2007年度比 +4～5地区	市内各地区（現在山間地のみであるため、他のエリアへの展開を検討する。）
市民（集落単位等）+行政（指定・支援）	◎（1998年～、4地区）	→ +1～2地区	→ 2007年度比 +3～4地区	市内各地区（対象に学校敷地等を含め、環境教育との関連付けも検討する。）
市民（集落、各種団体等）+行政（支援）		○ → 活動開始	→ 竹や木質バイオマスの活用 ¹⁶⁾	市内山間地区（地区住民や寄る会などの地域づくり活動の一環としても検討する。）
市民（集落、各種団体等）+行政（支援）	○ （2005年頃）	○ → 実践活動の整理・発信	→ 活動の展開	村丸ごと生活博物館等（これまでの効果を検証し、福祉活動としても捉えていく。）

4. 水と緑にこだわったまちづくり

■目的（何のために？）

水俣の豊かな自然環境は、水と緑が基本となり、自然の大きな循環システムの中で生き物を育み、農作物を育て、おいしい水、きれいな空気を供給し、その美しい景観は私たちに安らぎと潤いを与えます。

私たちは、この環境資源を良い状態で次の世代に引き継いでいく義務を負っていると同時に、水と緑を賢く利用しながら温室効果ガスを少しでも減らせるよう、今すぐできる様々な方法を実践して行く必要があります。

また、私たちの心を豊かにしてくれる美しい公共空間づくりのため、住民協働で緑化等を進めます。



（冷水水源）

■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
水源保全の森づくり	きれいな水を育む水源地帯を守るために、下刈り、間伐、植栽等により、森林の保全、手入れを進め、植生にも配慮した環境保全型林業を促進する。
廃食用油のリサイクル	生活排水による河川の水質悪化を防ぎ、水環境を守るための取り組みの1つとして、廃食用油のリサイクルシステムを検討する。
雨水・中水の利用	わざわざ上水を利用するまでもなく、自然や生活の中で生じる雨水・中水を有効に活用する設備の導入を進める。
花や緑を守り増やす	公園や道路、さらにはポケットパーク、街路樹帯等を緑あふれる憩いの場所とするために、住民協働で整備に努める。

■関連するデータ等

・森林面積の推移

年 度	1998年度	2000年度	2005年度
森林面積	12,212ha	12,177ha	11,944ha

・水源の森：1996年～・21ha、漁民の森：2003年～・6ha、(2008年3月末現在)¹⁷⁾



主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
市民+行政（協働）	◎水源の森、 漁民の森、 市民の森	➡		市内水源地域
市民団体（実践）、行政（仕組みづくり）+市民		○ - - - - - ➡		市内全域（検討した結果を踏まえ、段階的に着手）
市民、行政（公共施設への導入、啓発）		○ 公共施設1 一般家庭	○ 公共施設1 一般家庭	一般家庭、公共施設
市民、市民団体、+行政（支援）	◎ 緑化推進・ 管理	➡		湯の児海岸道路、 中尾山コスモス園、 市内各公園・広場等

5. エコ路人の住むまちづくり

■目的（何のために？）

美しく豊かな自然を守り育むことで、豊かな環境を築き、健康で快適な暮らしを営んでいくには、日常生活の中で環境に配慮する必要があります。

しかし、「環境問題に取り組む」からといって難しいことに挑戦するのではなく、肩ひじをはらずに、まず自分にできることは何なのか考え、実践することとします。

このような行動を実践できる人を、水俣では「エコ路人」と呼びます。「エコ路人」の取り組みは、家族単位で実施していきます。



（海のクリーンアップ作戦）

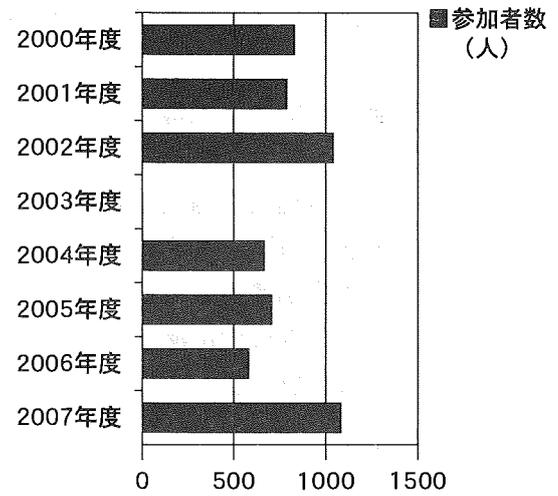
■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
エコ路人の育成	家庭版環境ISOの改良版である「エコ路人」制度を構築し、各家庭で実践する。登録・実行・記録・見直しのサイクルによる環境に配慮したライフスタイルの定着を全市的に展開する。
エコ路人の紹介	「広報みなまた」で月1回程度、環境に配慮した暮らしを実践する市民を紹介し、市民の環境意識の高揚を促進する。
海と川のクリーンアップ作戦	毎年7月、海の日に開催される「海のクリーンアップ作戦」の対象を川まで広げ、幅広い層の参加により、地域全体の環境美化に努める。
環境モニター制度	各地区で環境モニターを任命し、地区内の環境の変化や環境行動などを報告してもらう。
太陽光発電システム設置費補助制度	自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置するとき、その経費の一部を補助する制度の創設
低公害車購入に関する情報発信	新たにハイブリッドカーなどの低公害車を購入する際、支援制度等に関する情報を提供する。

■関連するデータ等

【海のクリーンアップ作戦参加者】

年 度	参加者数 (人)
2000年度	835
2001年度	814
2002年度	1,046
2003年度	豪雨災害により中止
2004年度	653
2005年度	700
2006年度	566
2007年度	1,100



主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
市民（各家庭）＋行政（認定・支援）	○ （試行）	○ → （本格的な実施）		市内全域
市民（実践）＋行政（広報）		○ →		「広報みなまた」の紙面上
市民＋行政	○ → （2000年） 海岸11箇所			市内対象エリア（海岸部から河川域にも拡大）
市民＋行政（認定・支援）		○ →		市内各地区
行政（制度創設・助成）＋市民（活用）		○ →		市内全域（希望者）
行政（情報収集・提供）＋市民（活用）		○ →		市内全域（希望者）

6. 環境にこだわるコミュニティの支援

■目的（何のために？）

水俣における住民自治、まちづくり活動は、基本的に行政区または小・中学校区が基礎単位となっています。こうした地理的範囲の中で、自治会、地域婦人会、老人クラブ、寄る会みなまたといった地縁的・年齢・目的・性別集団がそれぞれ活動を行っていますが、環境問題やリサイクル運動に関する取り組みも少なくありません。

特に、自治会は当該地区の住民の大部分が加入し、自らの居住する生活環境を快適にするための取り組み、環境まちづくりの中核をなす資源ごみの高度分別を担っています。

そこで生活する人たちが、帰属意識や役割意識を持って、相互に支えあう行政区等の一定地域（その地域内にある団体・組織を含む）をコミュニティと位置づけ、コミュニティ単位による環境まちづくりの促進を図ります。

■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
人と人を結ぶ拠点（結節点）	身近な地域の中に、まちづくりに関する情報交換、話し合いの場、あるいは「溜まり場」的な拠点を設け、環境保全についてもそこで検討する。
環境関係支援制度	地域住民、市民団体等が主体的に行うまちづくり活動、環境保全に関する取り組みを支援する仕組みをつくり、それらの実践を促進する。
自治会活動（環境関係）の支援	コミュニティ活動の基本的単位の1つのあり方を自治会とし、自治会単位で行う環境まちづくりに関して人的支援を含め様々な方法で支援する。
県内大学との連携による環境まちづくりに関する学びの場	水俣の環境施策の評価が高まるにつれ、様々な分野で県内大学との連携が増加しているが、その成果を市民が享受できるような学びの場を創設する。
環境まちづくりのプランをつくり実践する住民自治	水俣における環境まちづくりを推進するにあたり、その政策形成の過程から市民参画の機会を確保し、多様な主体による実践を展開する。

■関連するデータ等

事業名	実施箇所（事業開始年）
人とひとを結ぶ拠点（主な施設の開設年）	はげのき館（1993年）、愛林館（1994年）、おれんじ館（1997年）、もやい館（1998年）、葛彩館（2003年）、その他、頭石コミュニティセンター（2001年）、たから館（宝川内、2003年）等
まちづくり支援制度	自ら考え自ら行う地域づくり支援事業（1996年） いきいき水俣まちづくり支援事業（2001年） 地域の元気づくり支援事業（2003年）
大学との連携状況	熊本学園大学水俣学現地研究センター開設（2005年） 熊本県立大学との包括協定締結（2007年） 熊本大学との包括協定締結（2007年）

主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
行政（設置・支援）+市民（活用）+事業者（連携）	○（既存施設あり）	○ +1～2箇所	→ 現有施設の機能拡充	中心市街地の活性化も視野に入れ、空き店舗等の活用を図る。
行政（財政支援等）+市民・団体（活用）	○ （1996年～）	○ 新制度の検討、創設	→	市内全地区・全住民
市民（自治会単位）+行政（情報提供、人的支援）	○（1995年、総合計画策定時）	○ 条例等で明確化	→ 展開	市内全地区（市職員が居住地区を中心に環境まちづくりの支援に努める。）
市民・事業者+県内大学（活用）+行政（コーディネート）	◎（2007年、熊本大学環境塾）	○ 事業の継続・細かな対応	→ 新たな支援	市内各地（市民活動、まちづくり活動、環境ビジネスに関する学びの場）
市民+行政（コーディネート・支援）	◎（2007年、組織整備、プラン策定）	○ 実践活動、中間見直し	→ プランの実現	市内全域（2007年、市民の参画を保障する「環境首都まちづくり委員会」等を設置）

7. 環境に配慮した産業振興

■目的（何のために？）

水俣では、これまで水俣病を教訓とした安心安全なものづくり、産業創出を進めてきました。具体的には、「環境マイスター制度」、環境にいい店づくり＝「エコショップ制度」による認定・支援、海の再生と水産業の振興を目指す「海藻の森づくり¹⁸⁾」、「水俣エコタウンプラン」に基づく環境産業の誘致などがあげられます。

このように、環境に対する取り組みは、農林水産業、商工業など、幅広い分野に広がっています。

環境に配慮して産業振興を図ることは、環境と経済がバランスよく調和した持続可能な地域社会を形成します。



（環境マイスターと子どもの交流）

■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
環境マイスターの推進	環境に配慮したものづくりの面から地域の再生を支えている職人を、環境マイスターとして市が認定し支援する制度
エコショップの推進	環境にいい行動目標16項目のうち4項目以上を実践する店舗を対象に、「ごみ減量女性連絡会議」が審査し、市長が認定する。
安心安全な農林水産物づくりの推進	市民農園や給食畑事業 ¹⁹⁾ の展開、直売所・加工所等の体制強化を図り、安心安全な食べ物やものづくりにこだわる人々の取り組みを支援する。
エコタウン等の環境配慮型産業づくりの支援	環境配慮型の産業を考案・実施する事業者を支援し、産業振興を図る。
環境配慮型土木・建設事業システムの確立・展開	水俣市公共事業等環境配慮指針（1999年策定）に基づく環境配慮型土木・建設事業に関する技術の確立を図り、推進する。

■関連するデータ等

事業名	事業開始年月、認定数・実施箇所等
環境マイスター	1998年12月制度創設、認定者数：25人（2008年3月） 環境に配慮しながら、お茶、和紙、イリコ、みかん、米、 畳、せっけん、竹籠、靴づくり等をする職人を認定
エコショップ	1999年4月から実施、認定店舗数：15（2008年3月） 省資源の推進、リサイクルの推進、環境にいい商品の販売 に取り組む小売店舗を認定
エコタウン	2001年2月、国によって「水俣エコタウンプラン」が承認 された。リユース、リサイクル関連企業8社が操業中 （2008年3月）

主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
事業者（個人）＋行政（認定・支援）	○（1998年～、25人）	↑ 30人	↑ 35人	市内各地域（マイスター間の相互連携を検討）
事業者（店舗）＋行政（認定・支援）	○（1999年～、15店舗）	↑ 20店舗	↑ 25店舗	市内各地域（審査項目の再検討、相互連携による展開の検討）
農林水産業従事者＋行政（支援）	○	↑ 地産地消、食育との連携	↑	市内各地域（地産地消、食育の推進、環境マイスターとの連携を図る。）
事業者（環境関連事業）＋行政（支援）	○（2001年～、8事業所）	↑ 9事業所	↑ 10事業所	市内各地域（事業所版ISOの普及と併せて展開を図る。）
事業者（施工者）＋行政（実施・支援）	○（1999年～、ISOに基づく指針）	↑ 公共事業から民間事業への展開	↑	市内各地域（事業所版ISOの普及と併せて展開を図る。）

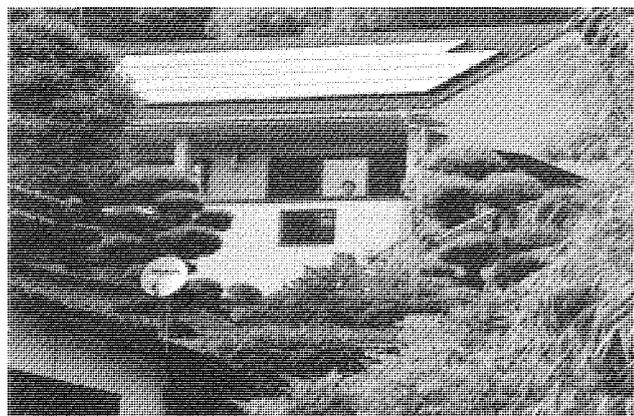
8. 地域資源を活かした新エネルギー・バイオマス

■目的（何のために？）

石油などの化石燃料に頼る現代の生活と産業構造は、私たちの暮らしを著しく便利にしてきました。一方で、大気汚染や温室効果ガスの排出によって、地球温暖化に代表されるような様々な環境問題を引き起こす原因となっています。

こうした現代の社会のあり方を見つめ直し、エネルギーの転換を図ることは、もはや世界全体の緊急の課題となっています。

水俣では、太陽光、水力、風力といった様々な自然エネルギー、地域にある生物由来の有機性資源であるバイオマスエネルギーを利用し、積極的に活用していくことで、循環型社会の構築を目指します。



（太陽光発電システム）

■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出	地域の特産品である柑橘類の絞りかす、竹などの森林間伐材、家庭から出る生ごみ等を原料としたバイオエタノールに関する研究及び製品化
資源ごみの分別による循環型社会の構築	地域内におけるリサイクルの推進、循環型社会の構築に向けて、市民による資源ごみの分別活動と環境関連事業との有機的連携を深める。
新エネルギーの積極的活用	太陽光や風力など自然でクリーンな「新エネルギー」を活用した暮らしへの転換を進め、地球温暖化の抑制を図る。
エコハウス集落づくり	環境負荷の少ない住宅「エコハウス」の建設及び集落づくりの推進

■関連するデータ等

事業名	概要
新エネルギーの活用	水俣市地域新エネルギービジョンの策定（1998年）
バイオマスエネルギーの創出	生ごみの分別収集開始（2002年） 水俣市バイオマスタウン構想の策定（2006年）

主 体	時 期			場 所
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
行政（システム整備）+事業者（連携）+市民（活用）	○ （研究・検討）	○ プラント +1～2箇所	→ 施設の拡充	市内全域
市民（ごみ分別）+行政（コーディネート・支援）+事業者（連携）	○ （研究・検討）	○ 資源ごみのエ ネルギー化・ 実用化	→	市内全域
行政（設置・支援）+市民（活用）+事業者（連携）	○ （公共施設への 設置）	○ +財政的支援 と普及	→	市内全域（行政による公共施設への設置、普及促進）
行政（設置・支援）+市民（活用）+事業者（連携）	○ （設置・支援 検討）	○ +財政的支援 と普及	→	市内各地

9. 健康から環境を考える視点の提案

■目的（何のために？）

私たちが健康な暮らしを営んでいくことと自然環境が元気であることは、密接につながっています。

一人ひとりが季節や風土、地域の産物のことを知り、健康な食生活などについて考えることが、地域の元気な環境づくりにつながります。

自らの健康と良好な環境との関係を築き、持続していくために、ほんの少しライフスタイルを見直し、大地・水・空気・風景といった環境の変化を肌で感じることでできる生活を送ります。



■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
食育活動の推進	学校・地域等が連携し「食」と「環境」、「生命」のつながりを感じることでできるプログラムを構築・実施する。
安心安全な農林水産物づくり	生産者と消費者のふれあい・交流促進を図りながら、安心安全な農林水産物づくりを推進する。
環境マイスター認定制度	環境マイスターの認定により、環境や健康に配慮したものづくりに取り組む人を増やす。
自転車のまちづくり (市民ノーマイカーデーの創設)	通勤等に自転車を利用することで、健康増進と環境に負荷をかけないライフスタイルを提案し、自転車のまちづくりを推進する。
ノー残業デーの実施	定期的な実施で、勤労者の健康増進と、家族や地域の人たちとのふれあいを増やすとともに、消費電力、CO ₂ の排出量を削減する。
ブラックイルミネーション (キャンドルナイト)の実施	一定時間ライトダウンすることで、自然の闇、ろうそくの灯りの中でゆっくりと流れる時間を体感し、環境について考える機会を皆で共有する。

■関連するデータ等

- ・環境マイスター認定者：28人
- ・ふるさと食材給食デーの実施（学校給食センター）：年4回実施
- ・給食だよりでの農林水産物生産者の紹介：延べ15件

（2006年度）



（ワカメの種付け体験）

主 体	時 期			場 所 等
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
市民（小・中学校、生産者等） +行政（支援）	○ (2003年)	→		市内全小・中学校、各地域
市民（生産者・消費者）+行政 （支援）	○	→		市内各地
事業者（個人）+行政（認定）	○ (1998年～) 25人	30人	35人	市内全域
市民・事業者+行政（呼びかけ ・普及）	△ (1997年)	○ →		市内全域（1997年から取り組んでいるが、抜本の見直しが必要）
事業者+行政（呼びかけ・普及）	△ (市役所で 実施)	○ →		市内事業所
市民（各世帯）+行政（呼びか け・普及）	△（関係 機関による 実施を広報）	○ →		市内全域

10. 地域のヒト・モノ・コトを活かした 環境まちづくり学習

■目的（何のために？）

水俣病の学習をはじめ、ごみのリサイクルなど、これまで私たちは学校や日常生活の場で様々な実践をとおして環境のことを学んできました。

一方、1992年に「環境モデル都市づくり」を宣言して以来、水俣病の教訓をもとに進めてきた地域再生や、環境をキーワードとするまちづくりについて、県内はもとより日本国内、世界中から多くの人たちが学びに来るようになりました。

水俣には、よそにない特有の地域資源が数多くあります。それらを活用し、従来のまちづくり学習の中に、地域の課題解決の過程を含む、持続可能な地域社会づくりの視点を取り込み、総合的で質の高い「環境まちづくり学習」を構築していきます。

さらに、水俣の「環境まちづくり学習」に参加した人たちが環境に関心を持ち、主体的に学び行動することで、水俣のみならず世界中で持続可能な地域社会づくりに貢献することを願って、環境学習都市づくりを進めます。

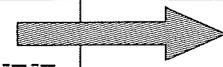
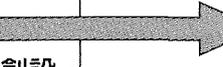
■具体的施策（何を、どのように、だれが、いつ、どこで？）

施策名	内容
学校版環境ISOの国際的認証取得への挑戦	これまで、市独自の学校版環境ISOに取り組んできた小・中学校が、国際的認証である「グリーンフラッグ」の取得に挑戦する場合、それを支援する。
高校版環境ISO	市内全小・中学校で取り組んでいる、市独自の学校版環境ISOを高校に広げ、小・中・高一貫の環境教育を実現する。
環境活動リーダーの養成	市民の誰もが参加できる環境学習プログラムを実施し、各自治会に最低1人の環境活動リーダーを養成し、地区単位での活動を促進する。
国際環境協力	JICAをはじめとし新興国の研修等を積極的に受け入れ、世界各地で持続可能な地域社会づくりを進めるために、本市の取り組みを伝える。
みなまた環境大学	全国から参加者を募集し、水俣病の教訓、水俣の取り組みから持続可能な社会づくりを学び、生きる力を身につけるためのセミナー等を実施する。
みなまた環境塾	大学や研究機関、企業等の専門家による講義をとおして、資源循環型社会の構築に貢献できる環境のエキスパートを養成する。

■関連するデータ等

・環境学習ができる施設の概要

No.	施設名	施設概要
1	水俣病資料館	水俣病の歴史と現状について理解を深めるとともに、水俣病の教訓を後世に残すための施設。語り部による生の声を聞くことができる。
2	国立水俣病情報センター	水俣病や水銀に関する研究成果や世界の水銀汚染に関する知識を得られる展示室を持ち、毛髪水銀測定を受け付けも行っている。
3	熊本県環境センター	地球規模の環境をテーマごとに学ぶことができる施設。団体学習ができる環境シアターなどがあり、様々な環境学習が可能。
4	久木野ふるさとセンター 愛林館	樹木の間伐や棚田の水めぐりなど、山里の暮らしを体験しながら森林を通じた環境保全を学ぶことができる。
5	グリーンスポーツみな また	キャンプ場を完備し常緑広葉樹に覆われた施設は自然がいっぱいで、海岸では磯遊びを楽しむことができる。
6	環境クリーンセンター	水俣市が収集する資源ごみや燃やすごみの収集選別場所で、市民が分別したごみの行く方と資源について考えることができる。
7	水俣エコタウン	ゼロエミッションを目指してリサイクルやリユースを進める企業が集まっている。

主 体	時 期			場 所
	2007年度	08～14年度	15～19年度	
各学校+行政（支援）		○  国際的認証 への挑戦		市内の取り組みを希望する 小・中学校
各高校+行政（認証・支援）		○  制度の創設・ 認証		水俣高校・水俣工業高校
行政（仕組みづくり・養成）+ 市民（自治会）		○仕組みづ くり、リー ダー養成	 環境学習の 推進	市内全域（各自治会、市職 員は各自治会で活動を支援 する。）
行政+市民（協働）+事業者 （連携）	○  (1999年)			市内全域
行政+市民（協働）+NPO （連携）	○  1回目を実 施			市内全域（屋根のないキャン パス、市内全域が学びの 場）
大学+行政（連携）+市民 （受講）	○  第1期生 受講開始			水俣環境テクノセンター （熊本大学）



第3章 環境まちづくり基本計画